Vpass 安心サービス特約

第 1 条（Vpass 安心サービス）

1.Vpass 会員規約第 2 条 3 項の場合において、当方は、第三者により会員の Vpass の ID（以下、「ID」といいます）またはパスワードが不正利用され、且つ Vpass 会員規約第 2 条 5 項の当方への届出がなされたとき、またはクレジットカード番号が不正利用され、且つ当方への届出がなされたときは、本特約により当該会員が被る次項に定める損害をてん補します。

2.当方がてん補する損害は、下記の条件を全て満たした場合に限るものとします。

(1)第三者が、Visa Secure 対象加盟店、もしくは Mastercard ID Check 対象加盟店において会員のクレジットカード番号と当社が通知した認証コード（ワンタイムパスワード）を使用することによって当該クレジットカードで購入代金の決済を行った場合。または第三者が、Visa Secure 対象加盟店、もしくは Mastercard ID Check 対象加盟店において会員のクレジットカード番号を使用することによって購入代金の決済を行った場合。

(2)損害が、Vpass の ID およびパスワードまたはクレジットカード番号が第三者に使用されていることが判明した旨の通知を当方が受領した日の 120 日前以降、受理日までの 121 日の間に発生したものである場合。

3.会員は損害のてん補を請求する場合、損害の発生を知った日から 30 日以内に当方が損害のてん補に必要と認める書類を当方に提出すると共に、被害状況等の調査に協力するものとします。

第 2 条（補償金の支払額）

当方がてん補する補償額の限度額は、下記の通りとします。

ひとつの ID の不正使用につき合計して 100 万円まで。

第 3 条（有効期間）

本規定の有効期間は、ID 登録日から 1 年間とし以後毎年自動的に継続されるものとします。

第 4 条（補償金を支払わない場合）

1.次の場合は、当方はてん補の責を負いません。

(1)ID またはパスワードが会員に到着する前に生じた事故

(2)補償期間の開始する以前に生じていた事故

(3)会員が第三者に強要されて漏らした ID およびパスワードまたはクレジットカード番号により生じた事故

(4)ID およびパスワードまたはクレジットカード番号の第三者による不正利用の通知を当方が受領した日の 121 日以前に生じた事故

(5)会員から第三者に譲渡・貸与または担保差し入れされた ID およびパスワードまたはクレジットカード番号により生じた事故
（当社が通知した認証コード（ワンタイムパスワード）の管理において故意または重大な過失により生じた事故を含む）

(6)会員、Visa Secure 対象加盟店、Mastercard ID Check 対象加盟店、または会員の法定代理人の故意または重大な過失により生じた事故

(7)会員、Visa Secure 対象加盟店、Mastercard ID Check 対象加盟店、または会員の法定代理人の犯罪行為により生じた事故

(8)会員の親族、同居人、使用人またはその法定代理人が自ら行い、もしくは加担した事故

(9)戦争等による著しい秩序の混乱中、または地震等の天変地災により生じた盗難・第三者による不正利用に起因する損害

(10)その他 Vpass 会員規約またはカード会員規約に違反した事故

2.会員が第 1 条第 3 項の調査に協力しない場合も、当方はてん補の責を負いません。

（2024 年 4 月改定）